

毎週火、金曜日発行（日曜日、祭日、年末年始、臨時休業日を除く）

鳥取県公報

目次

- ◆告示 土地改良法に基づく換地計画の認可
基本測量を実施する旨の通知
共同で行なおうとする土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の縦覧
保安林の解除予定
生活保護法による医療機関の指定
健康保険法による保険薬剤師の登録
- ◆選挙告示 鳥取県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定
- ◆選挙告示 鳥取県選挙管理委員会委員長の決定
- ◆選挙告示 鳥取県選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定
- ◆告示 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数の数
- ◆告示 漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数の数
- ◆教育告示 定例教育委員会の招集
- ◆公告 鳥取県行政書士試験の合格者
- 鳥取県林業改良指導員資格試験の合格者

◆雑報 地方職員共済組合定款の一部変更

告示

鳥取県告示第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二條第一項の規定に基づき、鳥取県東伯郡北条町大字江北七百九十八番地ノ四江北土地改良区から申請のあった換地計画を昭和三十九年一月九日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年一月十七日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 作業種類 基本測量(四等三角測量)
- 二 作業期間 昭和三十九年一月 十三日から
昭和三十九年二月二十五日まで
- 三 作業地域 鳥取市及び気高町

鳥取県告示第二十二号

昭和三十八年十二月二日付けで八頭郡河原町大字小倉北尾郷はか九人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めただので、同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写

- 二 縦覧に供する期間
昭和三十九年一月二十日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
八頭郡河原町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字桑原字境口八〇四一八、八〇四一九、八〇四二二、八〇四二三、八〇四二七、

- 八〇四二八、八〇四三〇、八〇四三二から八〇四三四まで、八〇四三三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

鳥取県告示第二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指 定 年 月 日 | 名 称 | 所 在 地 | 診 療 科 名 | 開設者名 |
|-------------|--------|-------------|-------------------|-------|
| 昭和三十八年九月十七日 | 門脇産婦人科 | 倉吉市瀬崎町二、七三八 | 産科、婦人科、内科 | 門脇 好登 |
| 十月 十日 | 船木歯科医院 | 西伯郡名和町御来尾 | 歯科 | 船木 匡 |
| 十一月十九日 | 寺岡医院 | 鳥取市松原二一六 | 内科、小児科 | 寺岡 敏行 |
| 十月二十四日 | 大槻医院 | 八頭郡智頭町智頭 | 外科、整形外科、皮膚泌尿器科、内科 | 大槻 正己 |
| 九月 十二日 | 本田内科 | 米子市昭和町六四の七 | 内科、小児科、理学診療科 | 本田 恭治 |
| 十月 十六日 | 小坂医院 | 米子市榊町一三四 | 内科、小児科 | 小坂 博 |
| 十月 一日 | 鳥取産院 | 鳥取市吉方八〇六 | 産婦人科 | 村江 正名 |
| 四月二十五日 | 中村歯科医院 | 米子市加茂町二丁目八 | 歯科 | 中村 守正 |

鳥取県告示第二十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ
五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録を
したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険
医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政
令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の 登録年月日
記号番号

市原裕子 鳥取市吉方 鳥薬一四八 昭和三十八年
二六五 十二月十九日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和三十一年一月七日開催の鳥取県選挙管理委員会に
おいて、次の者を鳥取県選挙管理委員会委員長に決定し
た。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会

加藤 定 治 鳥取市上原

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十八
七条第三項の規定により、鳥取県選挙管理委員会委員
加藤 章を、委員長職務代理者に指定した。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四
条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する
者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のと
りである。

昭和三十八年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の
数は、次のとおりである。

昭和三十一年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、九〇九人

七、二九三人

一一一、五三九人

二一、四六八人

二〇、四八一人

一〇、五四九人

六、九二八人

六、二二九人

一三、九五一人

五、五〇六人

一六、〇一九人

一一、七一三人

七、六九八人

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号
 定例教育委員会を次のとおり招集する。
 昭和三十九年一月十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

- 一 日時 昭和三十九年一月二十日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 公立学校長人事について
- 2 中町村教育委員会委員長の経歴について
- 3 その他

公 告

昭和38年12月10日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

昭和39年1月17日

鳥取県知事 石 破 二郎

東伯郡赤碓町大字赤碓1, 3, 7, 3 田中 正人
 西伯郡渡江町大字西原1, 3, 2, 0 花園 宇逸
 八頭郡八東町字徳丸1, 4, 1, 1の2 山崎 知身

昭和38年度鳥取県林業改良指導員資格試験の合格者は、下記のとおりである。

昭和39年1月17日

鳥取県知事 石 破 二郎

| 受験番号 | 氏 名 | 受験番号 | 氏 名 |
|------|-------|------|-------|
| 1 | 宮田 知幸 | 2 | 山崎 周作 |
| 3 | 長谷川義春 | 5 | 足羽 亮治 |
| 7 | 千田 明 | 8 | 池内 孝明 |
| 9 | 伊藤 幸雄 | 11 | 細田 邦夫 |
| 16 | 山本 万誠 | 17 | 飯田 昭治 |
| 18 | 平木 教 | 19 | 高橋 厚 |
| 21 | 深沢 輝道 | | |

00362

(第3種郵便物)

10000

00363

雑 報

地方職員共済組合の定款の一部を変更したので、地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)第59項の規定により、次のとおり地方職員共済組法定款の一部を変更する定款を公表する。

昭和39年1月17日

地方職員共済組合理事長 萩 田 保

地方職員共済組法定款の一部を変更する定款

地方職員共済組法定款の一部を次のように変更する。

第22条第2号に次のように加える。

チ 足利市借地開発組合

別表中「長輪市外浦町」を「長輪市江戸町」に改める。

附 則

この定款は、昭和38年12月20日から施行し、第22条に係る変更規定は昭和38年7月1日から、別表に係る変更規定は昭和38年11月1日からそれぞれ適用する。